

# 第13回環境社会配慮審査会

日 時 平成19年12月10日（月）16：30～19：15

場 所 J I C A本部12C会議室

## 出席委員（敬称省略）

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
委員	織田 由紀子	日本赤十字九州国際看護大学教授
委員	菊地 邦雄	法政大学人間環境学部教授
委員	小林 正興	大阪府環境農林水産総合研究所企画調整部企画課
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学㈱代表取締役
委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部准教授
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	藤倉 良	法政大学人間環境学部教授
委員	真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

## 欠席委員

委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク代表
委員	中村 玲子	ラムサールセンター事務局長
委員	中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授及び 専攻長
委員	藤崎 成昭	（独）日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター 次長

## 事務局

熊代 輝義	独立行政法人国際協力機構	企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
渡辺 泰介	独立行政法人国際協力機構	企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長
村瀬 憲昭	独立行政法人国際協力機構	企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム
宮崎 明博	独立行政法人国際協力機構	企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

## 委員・事務局以外の発言者

原科 幸彦	東京工業大学 教授 独立行政法人国際協力機構 異議申立審査役
松本 悟	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 代表理事
満田 夏花	地球・人間環境フォーラム
木藤 耕一	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部 業務第一グループ 運輸交通・電力チーム チーム長
村山 博司	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部 業務第一グループ 運輸交通・電力チーム
今井 健	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部 業務第一グループ 運輸交通・電力チーム
実川 幸司	独立行政法人国際協力機構 経済開発部 第二グループ 電力・エネルギーチーム
須之内 龍彦	独立行政法人国際協力機構 社会開発部 第三グループ 運輸交通・情報通信第一チーム
田中 研一	独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員

村山委員長 それでは、第13回環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。

最初の議題は、バングラデシュ・ベラマラ火力発電所建設F/S事前調査報告です。

最初に担当部の方からご説明をいただいた後、若干の質疑応答をさせていただければと思い

ます。よろしくお願いいたします。

実川 経済開発部第2グループ電力チームにて本件を担当しております実川と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私の方から今回のバングラデシュ・ベラマラ火力発電所建設計画プロジェクト形成調査の報告をさせていただきたいと思います。

こちらのスライドの方をご覧くださいと思います。

まず、バングラデシュは他の途上国と同様、今絶対的な電力供給の不足にあるという状態にございます。ゆえに電力事業経営の効率化をめざす必要があり、現在電力セクター改革が進行しています。

あと、今回の要請の背景には、現地ODAタスクフォースよりバングラデシュの電力セクターの底上げに一役担う案件としてぜひやってほしいという提言がございました。また私どもJICAは来年JBICと統合することもあり、JICAで開発調査を行った後、スムーズにJBICにて円借款につなげるというような形でのシナリオを考えております。

以上、かいつまんで要請の背景を申し上げました。

本調査の目的ですが、発電所の建設計画を確認するというのが大きなところでございますが、事前に発電所建設計画に至るまでの経緯を調査するというのも必要でバングラデシュ全体の電力開発政策の確認ということも行いました。

また、ベラマラ火力発電所ですが、首都のダッカからおよそ北西に250キロぐらい行ったところにあります。その立地及び施設計画の妥当性の確認を行うというのも目的のひとつです。

続いて、今回火力発電所ということもございまして、環境社会配慮の影響について予備的な確認を行いました。

環境社会配慮と本格調査のスキームの詳細については、また、以降のスライドでご説明します。

以上の目的の下、10月後半から11月の頭にかけて約2週間本調査の方を実施しました。最初に首都ダッカにある電力関係機関と協議等を行い、日程の真ん中に現地ベラマラに出向いて、発電所の周辺地域を含めた視察を行い、明けて後半、電力関係機関とラップアップ協議を行いまして、冒頭ご説明したような調査目的について確認を行ってまいりました。

今回の調査の対象地域であるベラマラ市は、首都ダッカから大体北西に約250キロぐらい行ったところで、インドの国境沿いのクシュティア群というところにある約人口20万人弱の都市です。

調査結果についてなのですが、冒頭申し上げた調査の項目について、必要な調査を行ってまいりまして、本件の大まかな妥当性と必要性については確認できたと思っております。また、本格調査に必要な各種基礎データの収集も行うことができました。加えて現地サイトを通じて、立地計画の大まかなアウトラインについても把握することができました。

次に本格調査にて行う予定の調査スコープの内容と環境社会配慮の項目については、次のスライドでご説明します。

今回の2週間の事前調査を通じまして、大体、先方との間で大まかな調査スケジュールについて話し合いを行いました。

ちょっとこの表は見づらいのですが、大きく分けて4つのコンポーネントで本格調査をやりたいと思います。期間は大体約1年です。

まず、1. でこの表に書いてございますTechnical Design of Bheramara Power Stationについては、この発電所の技術的、経済的等々の妥当性について調べるということが目的になります。続いて、2. 環境社会配慮社会配慮について、環境に対する何らかの負荷があるだろうということで、影響範囲の予測と代替案の検討について調査する項目になります。こちらについても大きな調査の項目として掲げております。3. にて、バングラデシュは電力事業経営の民営化等々、電力セクター改革が進行中ですが、その流れを支援すべく、発電所運営を担当する電力公社の分社化支援も行う予定でいます。最後に、4. 建設コストの算出等々を行う予定です。

続いて、環境社会配慮については、環境社会配慮審査チームの宮崎の方からかわってご説明をいたします。

宮崎 環境社会配慮団員として参加しました宮崎です。

以下、環境社会配慮の現状と、予備的スコーピングの結果についてお話しさせていただきたいと思います。こちらの表をご覧くださいいただければわかるかと思えます。

こちらの予備的スコーピング(案)は、現地、環境森林省環境局の担当官及びこの調査のカウンターパートとなり得るバングラデシュ電力公社の環境担当者と協議した結果でございます。こちら、既存の資料と現地調査の結果をもってこちらに結果の方を導いております。その後、文書だけを見てもなかなか現地の状況はわからないので、この後、若干写真や地形図を見ながら、皆さんにご説明を申し上げたいと思います。

こちらは、先ほども話がありましたように、現地の調査対象地域でございます。こちら、ベラマラなのですけれども、実際に調査の対象地域となるのは、こちらにありますハーディン

グ・ブリッジ、ガンジス支流にかかっております橋、このすぐ近くにあるところが対象地域となっております。よって、ハーディング・ブリッジ、 - たしか70年ぐらい前につくられたものだったと思うのですが、そういったこともあり、この周辺の水文データは比較的そろっているという印象を受けました。ちなみに、ガンジス支流と言いましたけれども、ベンガル語ではパドマ川という名前になっております。

こちら、若干見にくいですがけれども、今、あります既存の火力発電所の施設の全容ということで、写真の方を載せております。今はディーゼルを使った発電を行っております。ただ、機材が老朽化しているということで、今、計画をしているものと、当初の段階では併用ということになるのですが、寿命は比較的短いと考えております。

この後、写真ですけれども、今も実際に運行しているということから、実際に線路があって、こちらの線路を活用して機材及び燃料の運搬の方を行っております。こちら、隣接する貯水池から見た施設ということ。比較的高い壁の中にある施設ということで警備官が、警察を含め約30名位が毎日警備に当たっているという状況であります。

こちら奥の方に、不法で居住している家屋が現状では約50世帯あるであろうと言われております。しかしながら、その詳細について知っている者はほとんどないということなので、これは開発調査の中でしっかりとした調査と移転計画の方法を検討しなければいけないというふうに考えております。

こちら、施設北側にある水田なのですがけれども、手前の方がカウンターパート機関が持っている土地なのですが、大分奥になりますとプライベートの土地になっておりますが、現状ではプライベートランドを使わずに建設ができるであろうという予定になっております。

こちら、既存の施設です。こちらはお話しましたとおり、発電所の東側にはガンジス川があり、雨季と乾季では非常に絵が違いますが、こちらは雨季の終わりごろというところで見ただけであればいいと思います。そして、ガンジス川から水を取って灌漑用の運河を建設しております、そこには、同様に砂利を収集して商売しているというところもあります。こちらが運河の様子です。こちらが、既存の施設になっております。

こういった現地の状況を見聞き、ないしは既存の資料の結果ですが、主たる環境社会の影響として考えるのが今4つあるかなと考えております。その一つが、大気汚染、大気質の問題かと思えます。こちら、現状でも火力発電所を運行しているのですが、それにまた、新しい施設が建設されることによって負荷が若干かかるかと思えますので、このあたりは詳細な調査が必要と考えています。

2番目の水文、こちら、温排水の問題です。こちらは4番とも関連してくる施設なのですが、新しく建設しているのは、天然ガスを用いたコンバインド・サイクルの発電ということで、通常であれば大量の水を利用して冷却しなければいけないということになりますので、こちらが、冷却塔をつくらないということになれば、こちら、水文と水利用については大きな影響が出ると考えられます。そのあたり冷却塔の建設を視野に入れながら、大体の検討を行わなければいけないと考えております。

そして、3番目は先ほどお話ししましたとおり、非自発的住民移転ということで、不法ながら多くの住民が移転する可能性があるということで、このあたりも、調査の中でしっかりと配慮しなければいけない項目であるというふうに考えております。

こちら、今後のスケジュールということで記載しております。これはご参考までに見ていただければ。

以上で説明の方を終わりにいたします。

村山委員長 以上ですべてということによろしいですか。

実川 はい。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、事前調査の段階ですので、ご報告をいただいて進めるということになりますが、何かありましたらよろしく願いいたします。

はい、織田委員。

織田委員 確認なんですけれども、ここにいただいた資料の中に、住民移転に関するもので、かなり詳細な法律が1980年代につくられているということが書かれており、それについてはわかるのですが、これらの法律は、今のあそこに居住している人たちには適用されないという理解でよいですか。住民移転についてはいろいろ法律があるけれども、時間がかかって大変だというようなことが書いてあったのですが、不動産を所有している人については、この法律が適用されるけれども、今回移転の対象になりそうな不法居住者には適用されないと考えてよろしいですか。

宮崎 そのとおりでございます。

織田 ありがとうございます。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

菊地委員どうぞ。

菊地委員 単純な質問ですけれども、規模が拡大されるということですが、送電線関

係というのはそのまま使えるのですか、それとも、拡充するのか。それは、借款の予定かというようなこと。

実川 お答えしますと、送電線については、既に送電網が整備されておりまして、資料で言いますと、赤い太線で書いてあるものが計画されているもので、細い線で書いてあるものが既に敷設されているものです。写真の一部でもちょっとおわかりになったかと思いますが、送電線の一部が既にサイトの近くに進出してきておりますので、本発電所は、既存の施設ないしこれから先方がつくる送電線を使って、各都市に電気を流通させていくことになるわけでございます。

こちらが、施設の送電線です。

村山委員長 よろしいでしょうか。

菊地委員 だから、それをそのまま使えるということですか。そんな規模が、発電量がふえても。

実川 はい。大容量の送電が可能な送電の敷設がすでに計画されています。

菊地委員 信じられないけれども。

村山委員長 よろしいでしょうか。

はい、柳内委員。

柳内委員 背景として、ＪＪ連携案件とありますが、そのことが今回の２月上旬から始まる本格調査の内容に従来のものとちょっと違った形をとるということでしょうか。

実川 はい。調査の方法自体は変わらないですが、スピードと申し上げますか、今までＪＩＣＡがやってきた部分があって、円借款につなげるまでにＪＢＩＣの方でやっていた諸々の手続きがあるのですが、ＪＩＣＡの方で事前にできることはやっておき、重複を避ける形でスピードアップを図っていくということが主たる違いです。

柳内委員 要するに、連携ＪＪと一緒にするという、そういう意味ではないわけですね。

実川 そうですね。

柳内 わかりました。

村山委員長 ほかにいかがですか。

私も規模施設の内容がわからなかったので、ちょっと全体像がイメージしにくいのですが、現在の火力発電所は、10ページの上の写真のような比較的小規模というイメージを持っているのですけれども。

実川 はい。

村山委員長 それに対して、今回計画をされているのは、現在の施設の敷地の中でつくられるのでしょうか。それとも、敷地を広げて計画をされるのでしょうか。

実川 政府が所有している周りを囲っている空地というか遊休地を使って建てるのが可能であろうと考えています。

村山委員長 資料の中では、現在の敷地に200名ほどいるという記述がありますがけれども、遊休地のところは、奥の方に見えている不法占拠者がいて、そこまで広げればその人たちも対象になるということでは、200プラス というイメージでいいのですか。

宮崎 敷地の中に今、既存の運行するために従業員とその家族が約280名住んでいる。そのほかに、施設外ですけれども、そちらの方に洪水などで被災してきた人たちが仮設の家に住んでいるというような状況であります。

村山委員長 280プラス という理解でよろしいですか、そうすると。

宮崎 はい。ただ、今既存の施設については特に移転する必要がないと考えておりますので、移転するとなれば、今、不法に住んでいる人たちがどういうふうに動くかということを考えればよろしいかと思えます。

村山委員長 ただ、4ページの調査結果の表を見ると、現在火力発電所敷地内で生活する200名を超える住民移転が発生する可能性があるという記述があります。これは、住民移転を想定されているのではないかと思ったのですが、そうではないのですか。

宮崎 それは、施設外に住んでいる人ということなのですが、若干記載がある……。

村山委員長 敷地内と書いてありますけれども。

実川 施設内に住んでいる従業員というふうに考えていただきますとわかりやすいのではないかと。今、既存の発電所、ないしは発電所に関連した職種ですね、サービス業を含めて、そういう形で従事している人が。

宮崎 施設内ではなくて敷地内ということで、政府が持っている土地内にいるということですね。

村山委員長 敷地内であると住民移転が発生するというのは、正しい記述なのですか。

宮崎 そうですね、敷地内にある不法の居住者がいる。政府の土地にいるということですね。

村山委員長 何となくわかりました。

原科 こういう場合に、まず、計画の規模とかどんな施設とかそういうのがわかると検討がつくのですけれども、そういう情報はどこを見たらいいのですか。今、どんな施設でどういう発電能力がありますとか、どれだけ拡張するとか、そういうような情報がある場合、今の判断



に利用出来るのですね。そういうものを、普通はこれは示していただくように、ぜひそれを示してください。そうしないと、みんな見当がつかない。そういうものは今回出てないでしょう。

村山委員長 例えば、発電能力がどれぐらいからどれぐらいに上がるか、そういうのは、わかりますか。

実川 今、既存の設備の発電量が60メガワットなのですが、今回、新しく新設する発電所は450メガワットですね。既設については、おいおいリタイアさせていくような形で、450メガワットの new 設備が一本立ちしていくという形で考えております。

あと、燃料が、今既存のものがディーゼルを使っておりますが、新しいものは天然ガスをパイプラインで引っ張ってきて発電するという計画です。お配りした資料にはその辺記載がなくて申しわけございません。

村山委員長 パイプラインの供給計画も今回の調査の中に含まれている。

実川 ガスの燃料計画、供給計画についても今回の調査の中で調べています。

村山委員長 そのほか、いかがでしょう。

石田委員どうぞ。

石田委員 細かいことをお聞きしたいのですけれども、いただいた資料だと、非自発的住民移転は50世帯が不法で住居を構えて生活しているというファインディングがありますが、一方、社会環境調査では、200サンプル1家屋1名以上ということは、200ハウスほどやられる予定じゃないかと想像するのですけれども、このあたりの関連はどうなっているのでしょうか。つまり、対象地域50世帯だけでは不足なので、もう少し地域を広げてやる考えであるとかそういうところをお聞かせ願いたいのですが。

宮崎 住民移転可能性のある人たちのみならず、周辺の近隣の住民についても、多分調査する必要があるというように考えております。

石田委員 ありがとうございます。

村山委員長 長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 今回の事案では、代替案的なものは想定されているのですか。規模とか、あるいはほかの場所でやるか、あるいは、火力のやり方としても、いろんな組み合わせをしてみるとか、その辺はどんなお話があるのでしょうか。

宮崎 実際、施設自体は、私が答えるところではないのかもしれないのですけれども、特段、元のターミナル、そういうところの代替案ではなくて、先ほど私もお話ししたとおり、給水塔をどうするかとか、給水をどこから水をとってくるか、そういうところは、調査の中で代替案

として検討しなければいけないと思います。

野村委員 報告書（案）の中の6-5-2、主な影響項目中で評価がA、B、Cとあるのですが、「水利用と水利権」B、「騒音・振動」B、「水文」A、「地球温暖化」Cとなっていますが、「水文」はAだが「水利用と水利権」はBというのはバランスが悪い。「騒音・振動」がBというのは、現状うるさいから、追加しても問題ないという考慮が働いているのですかね。コンバインドサイクルは十分うるさいと思うのですけれども。

「地球温暖化」についても、ディーゼルとガスコンバインドを代替させるというふうに考えればCということなのではないでしょうか、それとも、ガスコンバインドからはCO<sub>2</sub>は出ないということなのではないでしょうか、どうなのではないでしょうか。

宮崎 すみません。Cというのは影響はないということではなくて、調査が必要ということでもあります。

野村委員 失礼しました。

宮崎 それで「水利用と水利権」なのですから、こちらは、個人的にはAに近いBなのかなというところで、これは、施設 - 先ほど申したように、給水塔を設けるか設けないかによって、こちらの方は若干変わってくるのかなと。しかしながら、先ほど結果についてもお話ししたとおり、こちらは詳細な調査が必要だろうというふうには考えております。

野村委員 いつも問題になるのですが、この段階で環境影響評価のレーティングをするときには、対策を頭に置きながらレーティングするのではなくて、このプロジェクトがそもそも持っている性格からしてAかBかということをしてレーティングするのであって、有効な対策をとればBになるという考え方ではないはずですよ。ですから、例えば振動については、私の考えでは明らかにAにしておかないといけない。Aなのだけれども、近隣に住民がいなければB、大きな対策をとる必要はない、あるいは、大きな影響はない。それは、調査結果としてわかることであって、現時点ではコンバインドサイクルであれば、十分Aなのではないかと思うのです。

宮崎 わかりました。若干、前半部分は、私の方の言葉がちょっと悪かったと思いますけれども、「騒音・振動」については、今、十分に非常にうるさいというか、振動もある、プラス、施設内には施設の従業員が住んでいるのですけれども、それ以外のところで合法的に住んでいる人はほとんどいないのです。そういうふうな状況があって、新しい施設が加わっても大きな重大な影響ではないのではないかとということで、Bということにさせていただいたのです。若干検討させていただきます。

野村委員 既存のディーゼルの発電所を将来どうするかをどう整理するかによって、環境影響が違って来る可能性もあると思います。将来、なくなることを見越してディーゼル分の騒音はなくなりますというストーリーを書くのか、あるいは、短期間であろうとも既存のディーゼルにプラス、コンバインドサイクルの影響があるということなのかによって、環境影響、特に水関係を含めたところの見方が違って来るので、そのところは余り楽観的な見方ではなくて、ワーストコストというのでしょうか、客観的に検証していただければと思います。

宮崎 了解しました。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

平山委員。

平山委員 客観的というお話なのですけれども、ここは、環境基準とか、大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の環境基準というのはきちんとあるのでしょうか。それを守るための法制度というのは確立されているのでしょうか。

宮崎 基準はございます。こちら、添付資料の方にも若干記載させていただきました。

平山委員 アセス制度の中にもそういうのは、きちんと取り入れられているのでしょうか。

宮崎 環境アセスメントの中で、それはやっております。

村山委員長 はい。

柳内委員 ミニッツをちょっと拝見しますと、大分先方は急いでいるという、工程的なものに大分プレッシャーがかかっているのも、また、この調査スケジュールを拝見いたしましても12カ月の中で全部詰めなければいけない。ほかの例でもあるのですけれども、結局、E I Aをやる上で時間が足りないということで、それが不十分なのではないかというような議論が今までも何回か出てきていると思うのですけれども、そのおそれはこの件についてはないのでしょうか。

実川 先方の方は非常に急いでいるということは、こちらでも重々承知してはいるのですが、E I Aを含めて、こちらとしてもしっかり調査しなければいけないところは調査したいということは先方に伝えて、それは理解されたものと思っております。今約1年の調査機関を考えていますが、先方は当初3カ月とか5カ月でやってほしいという話がありました。どんなに急いでいるとしても、こちらとしてはちゃんとやるべきことはやりたいということで、その点については先方と合意したつもりであります。なので、必要なところは確実にやる予定であります。

織田委員 何回もすみません。温排水が出るというふうを書いてあったと思うのですが、川で漁業をしている人はいないのでしょうか。

宮崎 これは、ほんの2日見ただけなのですが、その時点ではいませんでした。

織田委員 もちろんその周辺だけではなくて、下流にも影響するというようなことは考えなくてもいいのでしょうか。

宮崎 そのあたりは考えなければいけないことだと思います。

村山委員長 それでは、小林委員、何かおありでしょうか。

小林委員 細かいことで一点教えていただきたいのですが、報告書の方の表6-1-4に、大気環境基準が出ているのですが、これが、分類と場所に関係がどういうふうになっているかということと、この地域がどの分類に属するかというのを教えてください。

宮崎 すみません。私も追加的に調査しなければいけないところでして、今、ちょうどバングラデシュの方に確認している最中です。そして、それをもってこの案を決して報告書にしたいと考えております。

村山委員長 それでは、ほかに。

はい、藤倉委員。

藤倉委員 すみません。先ほどの温排水の質問と関連するのですが、温排水って結構いろいろな問題が起きることがあって、これ、海であれば、珊瑚が白化してしまうとか時々出るので、それこそ下流の漁業とか生態系を含めて、そういう温排水の影響はアセスメントというか評価は考えておられないのでしょうか。

宮崎 温排水、非常に大きな影響が出る可能性があると考えておりまして、現地でもそのあたりをカウンターパートに確認したのですが、現地の考えでは、世銀のルールに従ってやってほしいと。世銀では3度の差まで許されるということなのですが、非常に厳しいので、そのあたりを考慮に入れながら調査を進めなければいけないと考えています。

藤倉委員 日本でもたしか7度ぐらいあると思うのですが、3度ってかなり厳しいですね。

宮崎 厳しいですね。

村山委員長 それでは、大体よろしいでしょうか。もし、ないようでしたら、この事前調査報告についてはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、「ネパール国シンズリ道路建設計画中間報告」ですが、ちょっと担当の入れかえがありますので、しばらくお待ちください。

織田委員 委員長、今のこのバングラデシュについて、何かみんなが意見を寄せるとか、今はいいのですか。

渡辺 メールでいただければ。

織田委員 メールで送った方がいいですね。

渡辺 もしあれば大丈夫です。

村山委員長 それでは、第2議題に移りたいと思います。

前回の審査会で一部議論をしましたが、かなりまだ残っておりますので、最初に事務局部の方からご説明をいただいた後、議論をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

木藤 それでは、無償資金協力部の方からご説明させていただきます。

前回、シンズリ道路に関しましては、予備調査の結果報告ということでさせていただいておりますが、前回最後の方で、野村委員、それから真崎委員からご質問をいただいております。まずそれについて回答を差し上げたいと思っております。

野村委員のご質問ですが、ガイドライン上、どういう判断をして今後どういうステップを踏むのか、それから基本設計調査に入るのに十分な内容の調査になっていると判断するのかどうかというところで、ご質問をいただいております。

我々の方といたしましては、ガイドライン上の3.5.1、カテゴリAの調査の、1.JICAは、基本設計調査に先立ち、環境影響評価の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価がなされているか否かについて予備調査等を通じ確認するというに沿って、今回予備調査を実施いたしております。

結果といたしまして、次の2点に基づいて私どもの方では基本設計調査に入ることは可能と考えております。まず1点目ですが、ネパール側の実施したEIAは、93年のJICAによるアフターケアスタディで提案された道路線形に基づいて実施はされておりますが、2005年5月にネパール国内での承認を得ております。このEIA内容に関しましてJICAといたしましては、ネパール側のガイドライン、JICAのガイドラインと比較検討して、JICAガイドラインと整合性は得られているということで、基本的にJICAのガイドラインを踏まえた形で、環境影響評価がなされていると認識をしております。

2点目ですけれども、先ほど申し上げましたように、道路線形がEIAの中で使われたものは93年で線形案としては若干古いと。それから、EIAの中ではステークホルダーミーティングが1回しか行われていない。これについて、いただいた答申の中でも、特に、影響住民の意見聴取について慎重に考える必要があるといった趣旨でいただいておりますけれども、それにかんがみまして、今回の予備調査の中ではまず道路線形案を検討いたしまして、それに基づいてステークホルダーミーティング、それから、シンプルサーベイによって、先方ネパール側で住民の意向確認を行っていただきました。その結果においても、先般発表させていただきました

たとおり、影響住民からのプロジェクトに対する賛同というのが確認できていると考えております。

これらの結果を踏まえて、我々といたしましては基本設計調査に入りたいと考えております。ただ、今度の基本設計調査の中では、昨年いただいている答申を踏まえて、補償に関する適切なネパール側での対応、それから、環境管理計画とモニタリング計画のアップデート、見直しというところを引き続きフォローしていきたいと思っております。この結果につきましては、基本設計調査を開始いたしましたら、ドラフトファイナルレポートの段階でまた、審査会の方にご報告させていただきたいと思っております。

次に、真崎委員の方からご質問ないしコメントということでもいただいております。我々の説明では、答申内容を含めてすべて先方のネパール側が合意しているということで説明があったけれども、真崎委員が現地道路局のナンバー 2の方とお話をされたときには、先方が渋々従っているという話であるということで、我々の発表内容あるいは説明内容が現実を反映しているのかというところでコメントいただきました。

今回、予備調査の中では、先方と協議をする中で、答申内容については 1 項目ずつ先方に説明しております。協議の結果につきましては、ミニッツという形で先方の道路局長と署名交換して、確認をいたしております。したがって、道路局としての合意は得られているものと我々の方では考えております。

それから、これは補足ですけれども、ネパール側で実施してもらったすべての住民説明会については、道路局のプロジェクトマネージャーが必ず出席をして、住民への対応を全面的に行っております。このプロジェクトマネージャーについては、1988年のシンズリ道路に関する開発調査のころから本件プロジェクトに従事してこられておりまして、現場の状況については非常によくご存じ、かつそのプロジェクトを前に進めていくというところで非常に高い意識を持っている人物と我々の方では考えておりますので、渋々従っているということでは、必ずしも我々の方は理解していません。

以上でございます。

村山委員長 真崎委員。

真崎委員 ご説明ありがとうございました。

私も口足らずなところがあったかなと反省しておりますが、向こうの政府が答申内容に渋々従っているということを申した訳ではありません。前回にご報告いただいたのは、ステークホルダー協議の様子でしたが、そのご報告によると、向こうの方と十分に協議しながら企画し、

充分な時間を取って住民の声をきちんと聞けたということでした。それに対して、私は、本当に向こうの政府の方は住民協議を快く J I C A のガイドラインに従って進めてくださっているのですがということをお聞きしたかったのです。私は答申内容については担当委員ではないので詳しくは知らないのですが、それについては質問しておりません。前回は申しましたが、ちょうどシンズリのステークホルダー協議が開かれる直前に、もう一つのアップーセティプロジェクトの住民協議会を見に行かせていただいておりますが、アップーセティの方では、J I C A ガイドラインで何回住民協議をしなくてはならないという規定があって、どうも J I C A 本部の担当の方たちというのは杓子定規にその規定を適用しようとしてしまって、その結果、無理に不必要に負担を相手国政府や現地関係者にかけているという問題がありました。

このシンズリ道路の場合も同じような問題は無いのでしょうか。いみじくもこの間のご説明でもおっしゃっていたように、道路線形が決まっていないう段階で何度も住民協議を開くことで、変に住民の中で期待をあおってしまっている。線形が行くかどうか分からないのに、むしろ住民の方が来てくれないかという風に積極的に事業関係者にアプローチするので困っているということでした。むしろ公的な協議を開くことで住民に期待を抱かせてしまっているのです、むしろ表立った動きは今のところは控えた方がいいし、普通はそういうふうに行っているのだというのが向こうの政府関係者の言い分でした。

先ほど、例えばカンボジアの件でもございましたよね。「影響を被る住民」といってもその境界というのは非常に曖昧で、そこに必ずしも当てはまらない人も入ってこようとしたりすると、先ほど事務所からご説明がありました。似たような話がこのシンズリ道路にも起こっているという話を現地で聞きました。非常に困っているのです、何度も何度も住民協議の話が出るたびに、道路局としては事情を説明してきたのに、そのガイドライン上やらなくてはならないからやるんだという一点張りの回答しか得られなかったのです。J I C A ガイドラインにただ盲点的に従うのは、実際はプロジェクトの運営上、必ずしも望ましいことではないということのようでした。この点についてはいかがでしょうか。

その点についてはいかがでしょうか。

木藤 住民に対する情報公開という点からは、両面やはりあるのかなとは思いますが、ただ、基本的には、ステークホルダーミーティングという形でプロジェクトに対する合意をとりつけて、合意を確認していくという過程の中では、ある程度、道路線形というのを提示していく必要があると思います。

一方で、では補償を求めて住民がどういう行動をするかというところについては、一口に言う

と非常にコントロールがしにくいところではあると思うのですけれども、現段階としては、あくまでもこれはまだ調査段階ではありますし、それから、やはり現在のネパールの情勢等を考えると、プロジェクトの情報を開示しない中でいきなり補償の話に移っていくのは、なかなか非常に厳しいのかなという感じを持っております。

真崎委員 余り時間もいただけないので、一つだけ申し上げますけれども、道路局の方は、別に住民に情報を開示するということがいけないと言いたいのではなくて、そのやり方が問題であると言いたいのです。いろんな場所で政府の位の高い人を呼んできて、JICA関係者も参加して、あたかも事業実施が決まったかのごとくステークホルダー協議を開いてしまうのですね、セレモニー的に。そうではなくてもっと、例えば細かい単位、集落単位での協議を通して人々の置かれている状況をきちんと把握しようとする、そういうやり方でも十分にパブリック・コンサルテーションに当たるのではないのでしょうか。それにもかかわらず、何かいつも大々的なセレモニー的なステークホルダー協議を、同じような形で、短い調査期間の間に何度もさせられたということに文句を言っておられました。これは、別に、私が1週間足らずのネパール滞在でわかったふりをしているわけでもなく、実際に、今はもう日本に戻っていらっしゃいますけれども、ネパールの吉浦（元）所長、徳田（元）担当職員からもいろいろなお話を聞く中で学んだことです。

村山委員長 はい、どうぞ。

原科 意見を伺っていて、パブリック・コンサルテーションに消極的なのかなとの印象を受けたのですが、そうではないわけですね。パブリック・コンサルテーションをやるのだったら、きちんとその場に即応したうまい方法をやるべきで、杓子定規なやり方ではかえって逆効果になる、そういうようなご趣旨ですね。そういうことでは、ぜひそういう、何回かそういうことですよね。丁寧にやってもらいたいという意味で。そういう規定があるのですから、やはり、実質的に効果のある方法でやっていただきたいと思います。

石田委員 若干、今のパブリック・コンサルテーションに関して、違った面から要望をお願いしたいのですが、パブリック・コンサルテーションが義務づけされているということは、非常にいいことだと思うのですけれども、だんだんパブリック・コンサルテーションのやり方が定着してくると、では、何度やればいいんだということや、ちょっとネガティブな言い方をしますけれども、何かやればいいんだという、要するにこなすようになってくるのが明らかだと思うんです。ネパールの場合、私もそんなに経験があるわけではないのですが、マオイストがいたり、いろいろな利害関係が非常に複雑に入り組んだ中で、カンソ性が残っていて、配慮の



仕方が、やっぱり発言はできないと思います、パブリック・コンサルテーション。だからこそシンプルサーベイを困らせたのだと思います。それによって個々の意見を吸い取ろうという、そのハイブリッドは非常にすばらしいと思うのです。 - ということを理解した上で、現場には行くことができない私たちに何かコメントを求められる場合には、可能な限り現場のステークホルダーミーティングなりが、どういう形でどのような点に具体的に配慮されたかということをもう少し教えていただけるとありがたいなという気はしております。

以上です。

織田委員 ちょっと、いいですか。

村山委員長 はい。

織田委員 今のことと関連して、パブリック・コンサルテーションには、今おっしゃっていた、政府のお役人とかだれかがいなければいけないという決まりがあるのですか。ちょっと、そこ不勉強で申しわけないのですけれども、もっと住民の人たちが集まって、例えば、自分たちの地域にどういうふうにしたら交通状況をよくすることができるのかとかいうようなことについて話し合う機会というふうにはできないのだろうか。今、特にセレモニー的になるということをおっしゃったので、一体なぜそうなるのだろうかというのが不思議だったのです。

村山委員長 あくまで、一般論でしかないですけれども、パブリック・コンサルテーションはあくまでパブリックが主たる対象だと思うのです。それに対して、ステークホルダーのミーティングとなるとちょっと意味合いが違ってきて、その地域のトップとかそういう人が入る必要があるかもしれない。ですが、パブリックであれば、特にそれが必ずしも必要というわけではないと思います、一般論として。

先ほどの、石田委員のご質問に対して、何か、現時点でコメントはありますでしょうか。

村山 ステークホルダーミーティングの開催要領につきましては、前回の報告の際にスライドの形でお知らせしております。基本的には、事前にペーパーをつくって配布したりとか、あとは、質疑応答は当然取りながらも、それとは別に女性とか地主、商店主といった包括グループ別のセッションを設けたりとか、あとは、終わった後に、アンケート用紙ではないですけれども、自由にコメントを書いてくださいということで、そういったコメントをとりつけたりとか、そういったような手法でやっています。

もう一つ、先ほど来から話題になっております4回ということで、第1回目、当初のEIAのときは、本来の要請の路線のうちの一番西側のネパールトックというところ1カ所だけでや

っていて、それだけだとちょっと全体の意向が確認されたかどうかというところは不安な面があったので、今回予備調査で4カ所追加して実施したということです。それで、4カ所というのは、大体同じくらいの間隔の場所を実施しまして、それぞれの集落から歩いて例えば1時間なら1時間とか、十分徒歩でやって来られる距離ごとに実施したと、そういったような検討を事前にしまして4カ所実施したという経緯でございます。

木藤 それで1点だけ補足ですが、こういった開催要領とか開催方法につきましては、日本側からこういうやり方でやるべきだという形で半ば押しつけではないのですが、そういう形でやっているということではなくて、こういうやり方でやったらどうだろうかということで先方に提案をして、先方の方でも中で議論等、検討してもらって現地のやり方に合った形でアレンジをしてもらっています。

石田委員 すみません。かなり細かくなって、余り立ち入りたくないのですが一つだけ、私の事例を差し上げますね。

中国でやったときに、私も多少はステークホルダーミーティングのワークショップはやっていたつもりなのですが、中国でやったときに、ワークショップミーティングが終わったときに住民の人にやはり、いろいろコメントを聞いたのです。しかも、非識字者がわかるような方法でやったのですが、レイティングをつけると、すべてがオールAでつけるんですね。それで、もちろん、共産党の人がいるときだとかいないとき両方やりますけれども、必ずオールAにつけるんです。だから、これでは全然真意が反映されていないという局面もありましたので、自戒を込めての発言だというふうに思ってください。

村山委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。もしないようでしたら、この議題についてはこれぐらいにしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、第2議題はこれで終了にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、第3議題ですが、カンボジア国第二メコン架橋建設答申案協議ということです。これは前回に続いての議題となります。

幾つか資料がありますが、最初にJICAの方からご説明があるということですのでお願いいたします。

渡辺 企画・調整部の方からまず、本日の資料で「ガイドラインの無償資金協力の事前の調査に係る規定について」というA4の縦長の資料がございますけれども、これについてご説明をさせていただきます。

前回の審査会で、ガイドラインの規定はどうなっているかといったようなコメントもございましたので、ガイドラインの規定及び用語の意味についてもあわせてご説明したいと思います。

まず、無償資金協力ですけれども、どういう流れになっているかといいますと、要請が outcome してそれが採択されますと、JICAの方で予備調査、これは必要に応じ実施というものです。それから基本設計調査を行います。その後は、実施の決定以降は外務省で行うというものになっております。

そもそも、予備調査とはどういう調査なのかということですが、調査案件の妥当性を判断するための調査、また、基本設計調査を実施する前に、協議、情報収集によって基本設計調査の範囲や内容を絞り込んだり、固めるための調査ということで、例えば、要請が非常に大きなものであったときに、そういったものを絞り込むといったような調査が行われております。

それから、基本設計調査とは、無償資金協力として実施することの緊急性、必要性、妥当性を検証するとともに、実施する際の基本構想を策定して、最適な事業規模の基本設計を行って概算事業費を算定するための調査というものになっております。

ガイドラインの規定でございますけれども、3.5.1で、カテゴリAの場合というのが規定されております。

1番は環境影響評価の実施状況についての確認ということで、相手国で環境影響評価が行われている場合に、ガイドラインを満たす環境影響評価がなされているか否かを予備調査等を通じて確認するというものでございます。

2番は、環境影響評価が実施されている場合、または、本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のない場合、基本設計調査を行う。環境影響評価等の結果、予備調査の結果をB/Dに反映するというようになっておまして、ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合というものは、この2番で書かれているということになります。

3番は、環境影響評価が十分に実施されていない場合で、改めて環境社会配慮調査を行う必要のある場合について規定をしております。

また、事業の中止というのはどうなっているかということが前回出ましたので、これについては、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICAの協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言するというようになっています。

このガイドラインの中で、一つは予備調査の段階と、それから基本設計調査があります。予備調査で何をするかということと基本設計調査で何をするかということをお考えすると、予備調

査段階では、対象プロジェクトのコンポーネントが未確定ということで、取得対象用地が未確定ということになります。したがって、この予備調査段階では明らかになっているレベルのプロジェクトについて環境社会配慮を確認し、基本設計調査で行うことを確認するという形になります。

また、ガイドラインに「B/Dに反映する」と書かれてありますように、設計に伴うような配慮というのは基本設計調査で行うということになっておりますので、予備調査の段階ですべて環境社会配慮調査が済んでいるというのではなく、基本設計調査でも環境社会配慮調査が行われるということになります。今申し上げましたように、環境社会配慮を確保できないという場合には中止すべきことを意思決定するというのは、これは随時行うということになります。

この第二メコン架橋建設の場合ですけれども、カンボジア政府により環境影響評価が実施されております。また、ガイドラインに基づく開発調査が行われておりまして、開発調査の終了から時間もたっていないというものでございます。したがって、環境社会配慮調査を行う必要のない場合、ということと考えております。ちなみに開発調査では、スコーピングとドラフトファイナルレポートの段階で審査会の答申を得ているというものでございますし、フォローアップ調査でも中間段階で審査会にご報告をしているというものでございます。

これらの資料については以上でございます。

続いて、無償部の方からお願いします。

今井 それでは、先だつての審査会の場面で口頭の方でコメントいただいておりますものを口頭でお答えさせていただきましたけれども、それに対しては、A4の紙で今お手元の方でございますでしょうか。

こちらの「カンボジア国「第二メコン架橋建設計画」環境社会配慮審査会委員からのコメントに対する回答」というところで、以上のようにコメント、質問、先だつて口頭でございますがいただいた項目に対して回答ということでさせていただきます。

村山委員長 以上でよろしいですか。

それでは追加のものがありましたら、もし回答で強調すべき点があれば。

今井 村山委員長の方から追加いただきましたものを、一番最後のページにあります、追加の1、2という形で出させていただきます。

村山委員長の方から追加いただきましたもの、「フォローアップ調査ではフェリーの改善に関する調査が行われていないように思われる。この点は、開発調査をフォローアップするための調査としての妥当性にかかわるので、調査が行われなかったとすれば、その理由を示して

いただきたい」というものと、それから、「上記の点は必ずしも環境社会配慮に関連するものだけではないが、住民移転以外の社会影響を考慮すれば、フェリー運行の改善を前提とした橋梁建設というシナリオのもとでは、フェリーの運航に関連した業に従事する人々への現在ならびに将来の影響を検討するうえで、フェリーの改善に関連する調査は必要であると考え。この点に関する見解を示していただきたい。」という、この2点のみ追加でいただいております。それに対する回答につきましては、その回答も長くなりますけれども、右側のところに記載させていただきます。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、一応、6時半までということで予定をしておりますが、残りの時間で議論をさせていただきますと思います。

今日、あと資料としては、ご欠席ですが藤崎委員からA4、1枚、意見書という形で出てきております。前回はいらっしゃいましたが、そのときの議論を受けて4点にまとめておられますので、ぜひお目通しをいただければと思います。

今、私の方からも資料を配らせていただいたのですけれども、一つは、先ほど事務局渡辺さんからもお話があったように、その手順をどうするかという点があります。これは無償の案件が審査会で諮られるのは今期では2回目です。ちょっと、その辺りがまだはっきりとしていない、いろんな読み方ができるという話がありますけれども、いい機会ですので、ぜひそこを明確に、ある程度になるかもしれませんが明確にしておいた方がいいかなと思っております。それ以外の内容についてはある程度前回で議論をさせていただいておりますので、まずその手続上の問題について少し議論を深めたいと思っています。

今日配らせていただいた資料は、この今期の審査会が始まる直前、前回の審査会でも少し口頭でお話をしましたけれども、昨年9月25日に審査会の説明会が開かれました。事務局の方から資料が配られて、資料1から6が配付されています。その中で資料の4で審査会の運営方法というものがありません。めくっていただくと裏の方に運営方法がありますけれども、この中に(1)から(4)まで、審査会の検討事項というものが挙がっています。この(3)には無償資金協力の基本の調査ということで2つのポイントが挙がっていますが、一つは予備調査結果に対する諮問、答申ということが書かれています。

ここの説明会は、審査会が本格始動する前に開かれた説明会ですが、その後、10月2日に説明会が開かれました。これは具体的な案件に関する説明会で、ちょうどこの前の議題に上ったシンズリ道路の建設計画に関するものでした。これも無償資金協力ということで事前の調査と

ということだったのですが、このときに、ここにあるようなフロー図が配付されています。これを見ると、真ん中のあたりに予備調査というのが出てきて、予備調査等の実施を受けて、諮問、答申ということになっています。その後基本設計調査に入るということです。さらに、今期に関してこういった資料が配られたということですが、前期、一期目の審査会においても、先ほどの意見交換のところでも既に松本さんが紹介されましたけれども、一期目のところでもこういうふうな状況にあるということがあります。

私自身はこういうものをずっと見てきていて、諮問、答申というのは予備調査等の結果を受けてやるものだというふうに理解をしてきました。これまでもそういった形になってきたと思っています。それに対して今回の案件に関してはそうではない。事務局が用意された資料とは違う形をとられようとしていると私は理解しています。ここについては、今のところ説明はなかったと思うのです。そういう状況で、このまま答申案を議論すると言われてもちょっと理解できないというふうに考えています。

そもそも、そういった形で案件ごとに対応を変えるということになると、説明会で配られた資料は一体何なのだろうかということにもなりますし、審査会としてどの程度対応するのかということにも、かなりその申請が出てくる可能性があるのです。これについては先ほども議論がありましたように、ガイドラインの内容だけで判断するという部分ももちろんあると思います。ガイドラインは正式な文書ですので、それがもとになっているわけですがけれども、それに附随して今期においてもこういった資料が配られておりますので、これとの関係を整理しておかないと、ちょっとこの案件についてはそれ以上議論できないということになります。

これについて何か現時点でコメントございますでしょうか。

原科 はい

村山委員長 どうぞ。

原科 私は、このガイドラインの策定にかかわってまいりましたので申し上げます。

野村委員のおっしゃったとおりでございます。やはり、この文章ですね、これに沿ってきちんと判断するのだと思います。その意味で、今委員長がご説明になった、これはむしろ事務局からご提示になったプロセス、予備調査の結果に対する諮問答申というのは、3.5.1、カテゴリAの調査、1番に対応したものだとは私は理解しております。これは当時の議論を確認しまして、まずそういうことで間違いないと。これはたしか前に野村委員も、素直に読んだらすんなり理解できたとおっしゃったと思いますけれども、つまり、基本設計調査に先立って予備調査等を通じコンファーム、確認するのは審査会で行うわけですから、だから諮問が来て答申する

ということなのです。その結果、ある程度の段階で、速やかにウェブサイトで情報公開をするというような手続を規定しています。だからこれを素直に読めばそうだと思うのですよ。そのときに、2番目に省略できる場合もあるということです、例外的に。どういうことかと言いますと、これは開発調査がなされている場合であって、改めてさらに調査を行う必要がない場合です。どういうことかと言いますと、開発調査が十分それで判断できる材料になっているということなのです。これが大事なのです。

それから、期間が余りあいていないというのはどういうことかと言いますと、期間があいてしまうと、古い開発調査は余り有効ではないでしょう。だから、開発調査がきちっと終わったとしても、期間があいている場合にはまずい。あいてなければ前の開発調査は有効だろうと。では、開発調査が有効かどうかといった判断は3番目なのです。ここで、環境影響評価が十分に実施されていない場合だと、そういう場合には開発調査は、その次の部分で、必ずしとはハッキリは言っておりません。開発調査のスキームを用いるわけですから。環境社会配慮を行うということです。この場合、開発調査の審査の結果、皆さん、あと数年程度はトラフィック調査を行って、交通需要に対する調査を行いなさいと言われたでしょう、審査会で、おっしゃったのです。つまり、現在の開発調査は不十分だと言っておられるわけです。ですから、その意味では、判断材料がまだそろっていないのです。私はそう思います。だから、素直に、1、2、3まさに書いてあるとおりに読んでみますね。そういうことなのだと思います。それは、私は改めて、議事録で当時の議論全部チェックしてまいりましたから、そういった理解でまちがいないと思いますし、それを示すような記録もたくさんございますので、まさに、この書いてあるとおりに普通に読んでいただければよろしいと思います。

村山委員長 ほかに何かあるでしょうか。

はい。

渡辺 それでは、村山先生から、事務局作成の資料についてお話がございましたので、説明させていただきたいと思います。

ガイドラインの解釈については既にコメントがございましたので、さらにガイドラインに基づいて、環境社会配慮審査会の運営においてどうするかというのが、説明会で説明させていただいたものですが、今、お話がありましたように、予備調査を行う場合についてのフローが書かれておりまして、開発調査を行う場合について明記されておりません。ここは事務局としても十分ではなかったかなというように考えております。

ただし、今回のような、ガイドラインに基づいて開発調査が行われている場合でも、基本設

計調査の前の段階で諮問するというように考えておりました、今回、諮問させていただいたというものでございます。この点、説明をしておりませんで失礼をいたしました。私どもとしては、既に開発調査を行い、フォローアップ調査についても審査会にご報告をしていたものですからご存じ、おわかりになるかなと思って省略をしてしまっておりました。

以上でございます。

石田委員 もちろん、前期、私は委員ではありませんでしたし、それに、今回、改めてこの分厚い540ページもの海外レポートを読んで、ますますわけがわからなくなったので、改めて、今言った流れに絞るということで私もお聞きしたいのですけれども。

今日、NGOの方からいただいた流れ図を見てみると、2006年段階での審査会の答申と、それから、ファイナルレポートの提言では、2年間モニタリングしましょうということで、これがかなり決定打になるような気もするのです。このモニタリングがきちんに行われたかどうかということ。一つは、休暇の時期に行われて、そこに対して、このモニタリングに対しての妥当性への疑いが若干勝利するというのであれば、それ以下はカウントができないわけですし、そこら辺の手続をきちんとやったかどうかというのは、かなり大きなところになるのかなという気はしています。個人的にはいろいろとまだまだ聞きたいことがあるのですけれども、とりあえず手続については、その手続をどう重要視してどう判断していくかという、そのつながりが非常に効いてくるのではないかなという印象です。

村山委員長 ほかに、いかがでしょうか。

今の点は内容にかかわるといことになるかと思うのですが。

先ほどの渡辺さんの話ですと、説明していなかったということになりますかね。ただ、先ほどの松本さんの話からすると、前任の上條さんは、そこも含めてやるのだというふうにおっしゃっているわけですね。それを変えるということは明言をしないと、こちらは変わっていないものだとして理解をせざるを得ないですね。その点については、誤りだけでは済まないと思います。明確にその点については明示すべきだったと私は思います。そうでなければ、何の意味もなくなりますよね。

渡辺 何の意味もなくなるということではないと思います。既に、シンズリ道路の場合にも、必ず、予備調査をやるということで説明はしておりません。既に、ネパール側でEIAをやっていると。したがって、基本設計調査をやるということも考えられますし、あるいは、場合によっては予備調査をやるということでご説明をしております。したがって、予備調査をやらない場合もあり得るといということでご説明をしているところでございます。



原科 ちょっと、いいですか。

村山委員長 はい、どうぞ。

原科 予備調査を必ずやるという表現ではありませんけれども、予備調査等を通じて確認するということが明確に書いてありますからね。予備調査と言わなくても、確認という作業は審査会でやらなければいけないのです、ガイドラインの規定によれば。だから、予備調査という形でなくてもいいのです。とにかく、その情報をきちんと提供して、審査会で先に進んでいいかどうかの判断をしなければいけない。それで、その判断した結果を速やかにウェブサイトで情報公開しなければいけません。この手続はすごく大事なのです。これは、随分議論しまして、こういった段取りをきちっとやると。特に異議申し立てだとか、そういった場合には重要です。ということで、これは、きちんと議論したのです。

ですから予備調査という格好でなくてもよろしいです。一つ一つの事項について、確認ということはこの審査会でやっていただかないと、その確認に対する諮問、そして、答申という手続です。他の諮問はできない。

もう一つ大事なのは、要請確認段階でのコメント案の協議です。これは、どのようにされたかです。この、今のメコンの案件に関しましては、10月にこういうことがあったはずです。私は内容を確認したいと思ひまして調べたのです。議事録がまだ公開になっていない。2カ月とうにたっていますね。これは余りにも遅いでしょう。だから、これは、やっぱりこういうことは大事なので、このことを一つ考えれば、議事録公開になって、みんなが確認出来ないとその中身はわからないですね。本当に、この方針で進んでいくのかわからないですよ。だから、パブリックになっていないのです。審査会の中だけで、公開されてないから。これは非常にまずいです。だから、ちゃんと議事録上でどんなことが、この要請確認が協議されたか。そして、今、この段階。ただ、そもそもは予備調査と言える情報が十分あるかどうかという、今度、調べなければいけない問題です。だから、事務局からまず諮問をしていただく、予備調査結果に対して諮問、そして、答申を行うことだと思ひます。それをきちっとやっていただかないとこれから先、非常に困ると思ひます。それで、私の場合は、下手すると異議申し立てが出てきちゃうおそれがあるので、だから、きちんと手続を踏んでいただきたいと思います。

村山委員長 要請確認段階のコメントについては、前回も少し話題に上ったのですが、審査会からこういうコメントが出ているということについては、加えていただいているわけです。そういう形で。

原科 私のところには何も情報が来てない。それは、まずい。

村山委員長 審査会の議事録が遅れているというのは、委員の方も私も含めて議事録を確認するのが少し遅れてきているというのがありますけれども、できるだけ早く出す必要があると思います。

それから、無償資金協力に関する議論については、シンズリの道路が一つその対象になっている。先ほど、渡辺さんからも話がありました。私も確認をしたところであります。このときには、確かにおっしゃるとおり、ネパールの方で行われた環境影響評価が主たる対象になっていました。それに加えて、ステークホルダーミーティングも開かれたということで、そういった情報が提供されて諮問されているということだったと思います。資料がありますので、必要があれば回覧をしたいと思います。

特にその段階では、基本設計調査という話はなかったと思うのです。答申の表書きにも環境影響評価に対して答申をするというふうに書かれていますので、そういう意味では、先ほど、原科先生がおっしゃったこととの関連で言うと、予備調査という中に、相手国で行われた調査を確認して、さらに必要な事を行うということが入っているのかもしれませんが。そういう意味で環境影響評価に対して答申を出したということになると思うのです。

もしそういうことを類推として挙げるのであれば、今回の案件についても開発調査とフォローアップ調査が行われているわけですから、これに対して、基本設計調査に入るのに十分な内容が確保されているかどうか、これが諮問答申にかかるというふうに理解をしていいものではないかと思います。既に、開発調査だけではなくてフォローアップ調査もなされているわけですから、これに関して、一度、中間段階で審査会に報告があってコメントを出ささせていただきましたけれども、最終的な報告書は今回初めていただいているわけです。ですから、それを含めて、この案件に関して基本設計調査、基本設計の調査に入るという段階にあるかどうか、これに関する諮問、答申という位置づけで私はいいのではないかと考えています。

野村委員 委員長の今のご発言だと、そのガイドライン上の3.5.1の2.の文章で基本設計調査に移るか、移ることが妥当かどうかの諮問が今されているという理解になるのでしょうか。

村山委員長 そこも、私まだ十分整理ができてないのですけれども、予備調査等という内容は不明確だということは事実だと思うのですね。これに関してはいろいろなパターンがあり得て、相手国で既に調査が終わっているとか、JICAの方も行っている可能性があると思うのです。そういうものを含めるという理解でも可能ではないかなと。そういう意味では予備調査等の中にこれまで行われたJICAの調査も入るという理解もできるかもしれない。ですから、必ずしも2.だけということではないと思っています。

私も、この部分については、委員長という立場でこの1と2をどういうふうを読むかというのはいろいろ考えてみたのですが、基本設計調査に入るような案件に関して、相手国が環境影響評価もやっていない、あるいはJICAの方も開発調査をやっていないと、そういう案件は多分ないのではないかと思います。それなりに、きちんと調査を行っているものが次の段階に入っていくのではないかと。そうすると2番で書かれている環境影響評価が実施されている場合、それから開発調査がなされている場合、これいずれもどちらか多分あるはずなのです。そういう意味では1番というのは、そういう意味ではいらなくて、2番だけでも話が通ってしまうということになると思うのです。B/Dに入るような案件に関してですね。

そういった状況があるにもかかわらずあえて1番が書かれているということは、それ以上の多分意味があるはずなんです。つまり、環境影響評価がなされている、あるいは開発調査がなされている、それだけではない意味が多分1番には含まれていて、それがこの文章だけでは読めないようになってきているような感じがします。これはある意味でガイドラインが十分ではないということになるのかもしれませんが、そういう意味でいうと、やはり、その1番の部分については、2番では書かれていない部分が入っているんだというふうに私は理解しています。そういう意味ではその予備調査等の中にいろんな意味合いが多分あるんだと思うのですが、解釈の仕方によっては、あるいは、無償に関して行ったシンズリの例を考えれば、予備調査等という中にJICAで行われた調査も含めて、あるいはフォローアップ調査という形で行ったものを含めて考える、それを諮問、答申という形で審査会が扱う、そういう理解をしていいのではないかとこのように思っています。

野村委員 いろいろお話を伺いながら読んでいくと、3.5.1の1.も2.も3.も、みんなどうも何を言っているのかよくわからないのです。必ずしも、メコン・ウォッチの松本さんと意見を同一にしているわけじゃないのですが、ただ松本さんのご意見で、1.でウェブサイトで情報公開すると書いてあって、これがないと異議申し立てをするタイミング、スタート地点がわからない。2.のウェブサイトで情報を公開をするというのは基本設計がもう終わった後になってしまうので、異議申し立てのタイミングとして遅過ぎるのではないかとこの議論は、有力だなという気がするのですけれども。

この3.5.1の1.のところでウェブサイトに情報を公開をしなければ、その異議申し立てのスタート地点がなくなってしまうというのは事実認識として正しいのでしょうか。

村山委員長 そこはいかがでしょうか。

渡辺 1番については相手国の環境影響評価の場合が書かれており、開発調査の場合に、ガ

イドラインに基づいて開発調査が行われている場合については2番で読むという整理で考えておりますけれども、2番にはJICAはその結果を速やかにウェブサイトで情報公開するところがございます。したがって、開発調査の場合も、このウェブサイトの情報公開というのはこの1番を使って情報公開をするということで考えております。

野村委員 今の渡辺さんのお話ですと、2番の場合であっても基本設計報告書の完成を待たずにウェブサイトで情報公開するということですか。

渡辺 はい、基本設計調査の前に情報公開するということで考えております。

村山委員長 はい、では、松本さん。

松本 もしお持ちでない方いらっしゃると思います、異議申し立ての要綱には明確に次のように書いてあります。無償資金協力のための事前の調査は予備調査結果概要がホームページに掲載された日以降、基本設計調査報告書(案)概要がホームページに掲載されてから1カ月の間。これが異議申し立てを受け付ける期間になります。繰り返しになりますが、事前の調査で予備調査結果概要がホームページに掲載された日以降、これが始まりです。終わりが、基本設計調査報告書案の概要がホームページに掲載されてから1カ月後、これが終わりになります。したがって、この2つの情報が当然ホームページに掲載されなければ異議申し立ての要綱が効果を発しません。

村山委員長 今の点が正しいとすれば、先ほどの渡辺さんの話はどうなるんですかね。

原科 ちょっといいですか。3.5.1の意味は、1番が基本的な手続を示したと、最初の項ですね。2、3番は場合分けして、こういう場合、- その議論がどんな議論があったといいますと、もう十分調べてあってわざわざ開発調査はやらなくていい場合もあるだろうと、そういう議論があったんですよ。それで場合分けして、2番はそれはあえてやらなくていい場合、3番はやらなきゃいけない場合という場合分けなのです。だから、2があれば1がいらないと思うのではなくて、3.1がまず基本的な考えを、手続を示していると。それで、2番目はやらなくていい場合と、3番はやらなければいけない場合。そういう考えで整理してあるということです。私はそんなふうな理解をしております。

だから、5.3.1番のところの手続のところの一つの大きなポイントを示しているのです。これは、だから普通に読んでいただければわかっていただけるかなと思った。それで予備調査等とわざわざ書いたのは、さっき委員長がおっしゃったように、その中にはその国でのアセスメントのEIA、あるいは開発調査、JICAのもので、いろいろありますから。これはもうちょっと弾力的に対応できるように。大事なことは判断する情報をきちんと持つことなんで

す。基本設計調査入っていいか、できるだけそのときに、既存のものとかがあるとしたら、活用をしましょうと。つまり効率的にやりましょうと。そういう意味で予備調査等にしたんです。そういう趣旨だと私は考えています。これは、だからもう1回その通り、技術用語をもう1回見ればいいんですけれども、そうやってもう1回見ていただくと、そんなにひどいものではないと思いますけれども。もし、これでそういう不適正でうまくいかなければ、ガイドラインの改訂の時に、もうちょっと説明に伺うようにしたいと思いますけれども。そんな議論があったと私は思います。

村山委員長 ほかに、いかがでしょう。

はい、どうぞ。

熊代 今までの経緯という話があるのかもしれないですけれども、普通に、これは、1、2、3、と、1は確かにこれから無償資金協力を検討するというときの手続が書いてあって、それで、一般的には1でしょう。2はここはわざわざ、本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要がない場合、基本設計を行うと書いてありますので、普通に読むと開発調査を行って、そこで環境社会配慮に関する調査を行えば、一応その必要な要件を満たしているの、それから実施したいという判断はあると思うのです。

原科 だから、それは調査が終わってれば、終わってきちんと、予備調査等としてその情報がそろってれば良い。だから、開発調査をやって、ちゃんと終わっていて、予備調査等の対応するものがあれば、その段階で諮問をしていただく。そして、審査会が判断すればいい。おっしゃるとおりです。だから、そこがそろっていると判断されたと思って諮問がきたと、私は見ていたら、どうもきちんとした諮問はされなかったようなので、手続はきちんとやっていただかないと困ると申し上げたのです。その材料として、開発調査とフォローアップ調査、セットで今ようやくそろったと。だから、この段階で予備調査等相当のものがあるのだから、それをもとに、次の基本設計調査に入っていいかどうか審査会で判断してくださいと、そういうことなのです。今、ようやくその段階が来たのだと思います。そのときに審査会で、いや、まだこれは十分ではないとなれば、追加調査を求める、いろいろあり得ますよね。その段階で十分、これでもう情報として判断できますよというのであれば次に進んでいい、そういうことだと思います。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

原科 改めて、きちんと諮問していただくといいのではないかと。

村山委員長 はい、菊地委員どうぞ。

菊地委員 申し上げた意見は別にして、今の議論でどういう結論を出そうとしているのかというのが、私にはもう一つよく見えないのですけれども。そこをちょっと示してから、議論を終息させていただきたいのですけれども。

村山委員長 私の理解という範囲ですけれども、今回いただいた諮問の内容については、この基本設計調査における環境社会配慮調査についてというふうになっています。これは、もう、基本設計調査が前提という形でどういう調査がいいのかと、そういった諮問の内容だというふうに読めるわけです。ただし、今議論になっているのは、そもそも基本設計調査に移る、そういった段階にあるかどうか、その点について諮問、答申がなされるべきではないかということが、多分議論になっていると思うんです。

これまでの資料からすると、予備調査等の結果を受けて、基本設計調査に入る、そういった十分な調査がなされているかどうかを確認する。そこに審査会がかかわるという理解でいるわけなのですけれども、今回の諮問の内容が、それを一歩進めて基本設計調査の内容に関する諮問、答申というような記述になっているように私は思えますので、そういう段階に進んでいいのか、あるいはその前の段階で確認をすべきかどうか、そこが多分、議論のポイントになっているのだと思います。

原科 ですから、この3.5.1、カテゴリAの調査の決定のとおり、調査等を通じ確認するという作業をこの審査会でやっていただきたい。そういう諮問も事務局から出していただきたいと私は思います。そのときに予備調査等に対応するものは、さっきおっしゃったように開発調査、それからフォローアップ調査も終わったところなので、大分そろったと。予備調査等に相当するものがありますから、これで判断していただきたい。そういう諮問をしていただければいいと思うのです。ところが、この前の諮問の仕方がそういう点では整合していなかったということを確認しておきたい。基本設計等というのは、まだ、その対象に来ていないのです。そこをきちっと整理すれば、この規定どおりやっていただいでよろしいわけです。

村山委員長 菊地委員。

菊地委員 一般論というか、ガイドラインの解釈論と現在のその第二メコン架橋の話と、かなり、こんがらがって議論がされているような気がするんです。一般論の解釈論に関しては申し上げたいことがあるので、それは、後で、終わってから申し上げたいと思いますけれども、要は、この先ほどいただいた資料が極めてわかりやすいですね。それは石田委員も言われましたけれども、要するに前のを我々も知りませんけれども、以前の段階で開発調査があつて、

そこで審査会は答申をしていると。それに基づくフォローアップ調査というのが行われていて、これをガイドライン上の予備調査と見るか見ないか、そういう話もあるのかなという気がしますが、フォローアップ調査というのが答申に基づいて行われているのであれば、その結果をこの審査会でもう一回評価するというか、それについて意見を言うというのは極めて当然だと思うのです。そこをやるかやらないかというのが本当の議論でしょう、今、ちょっと二、三回私も休んでいて申しわけないのですが、そこについて、先ほど来の事務局の発言というのは、嫌だと言っているのですか、単純に言えば。

渡辺 単純にガイドラインの解釈です。ガイドラインの3.5.1の2番でガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合、この開発調査がなされ報告書ができましてから時間もたっていないということで、改めて、環境社会配慮調査は必要ないというように考えております。したがって、基本設計調査を行うということで考えております。したがって、基本設計調査でも、環境社会配慮調査を行うことになりますので、今までの調査を踏まえて、基本設計調査の中でどういう確認を行うべきかということについて諮問させていただいたということでございます。

原科 そこですよ。時間がたっていないから、開発調査をしてから短期間であるから、改めて環境社会配慮を行う必要ないというのは、自動的にはならないのです。ここがポイントです。つまり、開発調査、これは期間がたっていなければ、その開発調査が完全に完了していればそういうことはある。これは、フォローアップ調査を要求されたのだから、開発調査が完了しないから見なしているわけですね。皆さんだから、時間がたっていないから自動的にこれをやらないという話にならないと思うんです。そこなんです。だから、わざわざ今週は、ああいうふうには、環境社会配慮調査を行う必要がない場合というのは、その判断をちゃんとしてくださいと。時間がたっていないから、もういいというわけではない。開発調査が完全に皆それでいいのですと言えば、それはいいですよ。審査会で開発調査が不十分だと言っているわけでしょう。だからこれはさらに調査ということを要求しているわけです。そのところ。時間がたっていないから自動的にイエスというわけではありません。

松本 今の箇所、ちょっと質問をさせていただきたいのですが、諮問の内容を基本設計調査における環境社会配慮調査にする。つまり、改めて環境社会配慮調査を行う必要がない場合に基本設計調査にいくと書かれているのに、基本設計調査における環境社会配慮調査について諮問しているということが、ちょっとよくわからないのですが。

渡辺 環境社会配慮の確認というのは、基本設計でも行われるというもので考えております。

したがって、既にご説明しましたように、基本設計を行ってその上で用地取得対象をはっきりさせて住民移転計画の策定を支援していくといったようなものを、基本設計調査で予定しております。それについて、どのようなものを行うことが適当かということについて諮問させていただいておるというところでございます。

松本 例えば、いただいたコメントの対照表の10番ですね。2ページ目ですが、この大部分の質問に対して、移転対象だけではなくて、売り子の人とか影響を受ける人はもう少し広いと。その把握と対応のための調査について予定していると書かれています。これは恐らく確認ではなくて、新たに調査をしなければいけないことだと思います。そういう意味でいくと、私は環境社会配慮調査はまだ必要な段階だというふうに、自然にここは理解をしているのですけれども、違うのでしょうか。

渡辺 今の言い方でよくわからなかったらすみません。ガイドラインを読めば、基本設計調査にいく段階にある。基本設計調査でも環境社会配慮調査は行うということで考えてください。

野村委員 今の松本さんのご質問について言えば、3.5.1の2.の第2パラグラフ以下で、「環境影響評価の結果及び予備調査等の結果をB/Dに反映する。」というふうに書いてあるわけで、何らかの改善点なり、追加調査なりというのは、ここで当然予測されていたのだろうなと。片や、3.で、「環境影響評価が十分に実施されていない場合など、改めて環境社会配慮調査を行う場合には、」云々と書いてあるので、これは、余りにも配慮が行き届いていないので、B/Dには行けないし開発調査なりに戻せということなので、その、2.のところの第2パラグラフのところでは、例えば、環境管理計画をつくらないといけないというのは、B/Dより前にはできないでしょうし、あるいは、住民移転の対象者をどこで確定する必要があるのか、どこでどういう住民移転計画をつくる必要があるのか。どうも、このコメントの中でも、住民移転の数が決まっていらないような状況で先に進んでいいのかという議論と、JICA側の方では、いや、B/Dを行わないと数が確定できませんという議論がある。先ほどの松本さんの意見は必ずしも100%わかっていなくたって、基本的なフレームワークなり基本方針みたいなものは最低あるべきでしょう、というものだったと思うのですけれども、三者三様の意見があって、どうもその辺が三すくみになっているような感じがします。

私の読み方だと、許容できる範囲の追加調査だとか手当ては、当然あり得るでしょう。だから、その範囲にあるものは、2.で前に進んでいいですよ。ただ、これは幾ら何でもどうにもならんという話は、当然差し戻しという読み方なのかなと。だから、今回のが許容範囲なのかどうかという判断を求められているのでしょうかけれども、ただ、いずれにしても諮問の文書、



審査会に対する諮問の文書の表現ぶりだとか、このガイドライン上の扱い等からして、適切な意見だったのかというのは、ちょっとわからないところがある。

村山委員長 すみません。予定の6時半を過ぎましたので、少し延長してよろしいでしょうか。もしお時間の余裕のない方は、退出していただいて結構です。

原科 2の2番目の文章の意味は、環境社会配慮は改めて必要ないですから、その際に環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果というのは、基本設計調査を行う前に行った調査です。その前のEIAの結果をきちんと設計に反映したかどうかというそういう確認なのです、本来の趣旨は。そう読めるでしょう、これ。必要ないのだから。そういう議論をしたんです。でも、アセスの結果本当に設計で反映されていますかということです。確認しなければいけないという事は言われました。それに加えて、何か本当に予想外のことが出たら、それは当然何かしなければいけない。その点、アセスを事前にやってその結果を反映する。

それから、もう一つ。B/DやらないとRAPつくれないとおっしゃったけれども、普通は、代替案だけになりますから、大体、RAPができるような基本的な情報に関しては、普通のアセスではわかるはずで、A案、B案、C案想定しますから。そういうことでおおよその見当つくのでRAPつくる。私はそういう論理構造だと思います。

だから、今の議論だと、何かもう、そういういろんな代替案を比較検討するというそういう枠組みでものを考えていないような感じがしまして。アセスの段階では代替案をつくりますね。それによってRAP、A案だったらどんなRAPかわかるわけですから。そういうようなことで論議は当然出来ると私は思います。一つは、とにかく、諮問の仕方が基本設計ではなく、あくまでもこれはやっぱり予備調査ということです。これがそろったとなるので次の段階に進んでいいか、これを審査会で判断してもらいたいということだと思います。

それから、もう一つ、この案件、非常に規模が大きいでしょう。これは、そういう点でも当初開発調査を行うために有償で考えたらというのがあったわけですね。これも、私がガイドライン策定当時の委員会議事録をよく見ましたら、外務省の山田課長は、無償というのは大体1億とか数億規模程度で小さいものだ。それが通常の大きさだから余り心配しなくていいということをおっしゃられました。だから、これは例外的な案件です。無償としては非常に例外的ですから、この手続をちゃんとしていただかないと困ると思います、本当に。これは国民に対する説明責任はそこにあるわけですから。そうすると、普通にこれを読んでわかるように手続、これはっきりリンクされている、制度と連動してこれをつくっているわけですから。これをちゃんとしていただかないと、これから先、JICAに対していろんな批判が出る恐れがありま

すから、私はそれを懸念いたします。諮問の仕方がおかしかったのだったら、それを改めて訂正していただければいいのです。改めてそういうことで、ここで諮問を出していただきたいということでもよろしいですか。まだ時間は十分あるわけですから。

菊地委員 解釈論が必要なガイドラインなんていうのは、私は世の中では存在し得ないと、個人的には考えています。これは、また後で申し上げたいと思いますけれども、いずれにしろこのプロジェクトに関しては、さっき申し上げましたけれども、フォローアップ調査というものは行われていて、その結果を明確に我々がそれに対して納得したとか、あるいは、もうちょっとこういう点について必要ではないかとかいう意見はまとめる必要があると思うのです。それを諮問、あるいは答申と呼ぶのか。先生の言われたとおり答申をしなければいけないのかどうか、そこは絶対なのかどうか、それは私もわかりませんが、とりあえず、いずれにしろ、時間的にはその結果を踏まえて審査会としての意見を取りまとめる必要があると思うのです。その上で、次のステップ、基本設計のプロセスに入るのでしょうかけれども、いずれにしろ、JICAのものごとの流れ、開発調査から基本設計に行って後ろにという流れと、このアセスのプロセスがこんがらがっているとしか思えないのです。つまり、アセスの方はステップ・バイ・ステップで、これが終わったら次に行くというのがアセスのステップなのですけれども、JICAの案件の方はもう流れているのです。それも時間も制約があって。それでこういう話になるのだと思いますけれども、いずれにしろ、フォローアップ調査というのを今やっているわけですから、それをアセスの方の予備調査と読むかどうかは、これは別問題として、とにかく審査会としては、その内容についてチェックして、意見を申し上げるべきは申し上げて、その上で、今、諮問されている基本設計についての方にステップとして進めば、何か諮問をやり直せとかそういうのは、そこまでやる必要は私はないと思いますけれども、ステップとしてはやっぱりそこを踏まないと、議論が全部こんがらがっていると思うのです。これが私の意見です。

原科 こんがらがっていないです。これは、はっきりと手続を書いておられるのですから。予備調査の諮問答申案と書いておられる。それを、ちょっと間違っただけでしょう、これ。それを順を踏んでいただいて、その次に基本設計に答申してもらってもいいですけれどもね。まず、予備調査結果の諮問答申、明確な手続で書いて皆さんに配ったわけでしょう。しかも、これはちゃんと整合するわけですよ。それから、ガイドラインの解釈といたら、ちゃんとこれを素直に読んでいただければいいので。いろいろおかしな解釈をするのは、私は問題だと思いますよ。もし、解釈がわからなかったら、まさに法律でも解説書をつくりますから。とりあえ

ず、みんなそうですよ。その文章がわからないので、みんな、解説書がついたり、あるいは議事録を確認したりします。これは通常のことですから。ガイドラインが曖昧だと余り言われますと、我々としてはこれは問題だと思いますよ。

織田委員 いいですか。

村山委員長 はい。

織田委員 いろいろ話を聞いて、大分納得してきました。やはり、手続としては、ちょっと勇み足だったところがあるのかなというふうに理解いたします。手続として言われているようにここで諮問として、次の段階に行っているのか疑問に思います。これまでのフォローアップ調査に予備調査等に当たるものをかなり含んでいるように思いますが、それが予備調査として適切かということについてこの委員会で判断する機会を与えられた方がいいのではないかと思います。この手続の問題とプロジェクトが重要であるかどうかというのは別の問題として考えるべきだと思います。むろん私は重要だと思っていますが。

村山委員長 それでは、石田委員。

石田委員 やはり、まだ内容の話をしてしまうのですけれども、今の方がおっしゃられたように、フォローアップ調査までの2つの、開発調査本体とフォローアップ調査が、予備調査を含んだものとして妥当であるかどうかの判断は、やっぱり審議会に求められているというふうに感じますし、ですから、そういうことをやれば、大きな話題になっているテクニカルな事柄というのは、一つはオペレーションの住民移転計画をきちんと弱者への配慮を含んで正しく適切にやれるかどうか。ただし、これは、今非常に問題なのは同時進行でなされているので、形が見えていないので、審査するにしても非常に判断が難しいと思うのです。ですから、こういう条件つきであればこういうことができるのではないかということは、恐らく結論としてはやっぱり審査会として出さなければいけないような気がしているのです。

それから、もう一つ、藤崎委員からも出されている、藤崎委員はおそらく交通体系のご専門家だと思うので、私はこれをまともに読んだのですけれども、そうすると、下手をすれば交通量予測が、交通体系への変化というのがSEAに大きく関係していないか。つまり、この事業をやる必要があるのかどうか、妥当性、そもそもこんな事業をやらなくても、ほかのフェリーとかいんなことができるのではないかという、SEAに戻ってしまう気もするのです。だから、その交通体系の予測なども含めたやる意義と、それから、住民移転計画を中心にもう一度再審議できるのであれば、しておいた方が、余り責任という言葉を使いたくありませんけれども、すっきりするのかなという気はしています。

村山委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

熊代 ガイドラインの方のうちの開発調査やフォローアップ調査は行ったので、各種の要件を満たしていると考えて基本設計調査可能というように考えて、それで諮問をそういう形でさせていただいているわけですが、今まで説明会を行いまして、前回審議いただいて、今回もコメントとその対応を出させていただいたのですけれども、そののところというのはどういうふうに考えればいいか、例えば基本設計に進んでいいのかどうかというようなコメントがそのコメントの中にあったと思うのですけれども、そういうのを含めて、この諮問の中で議論していただいているというふうに思っていたのですけれども、そこはどうなのでしょう。

村山委員長 ちょっと十分に理解ができていないところがあるのですけれども、私の印象ではいろんな見方ができる議論になっていると思っています。ある側面ではよりよい基本設計調査のためにこういうことが必要だろうという議論も多分あったと思います。

ただ一方で、これまでの調査、フォローアップ調査も含めて、それまでの調査が次の段階に進むべき内容を十分に具備しているかとか、そういう見方で議論がされている場合もあると思うのです。それは、恐らくちゃんとそのあたりの整理をされないまま議論をしてきてしまったかなと思っています。そういう意味で今回、少しそのあたり整理をして、ガイドラインプラス、これまで配られた資料等から判断してどういう諮問答申がいいのかということ、ある程度明確にする必要があるというふうに思っています。

要するに、これまで行われた調査を予備調査等というふうに解釈して、その上で十分な環境社会配慮のための調査がなされているかどうか、それを判断するという見方ですね。別の見方としては、これまでの調査で十分であるから、次の段階に進んだ場合の基本設計調査に必要な環境社会配慮調査の内容について、諮問答申するということです。

はい、満田さんどうぞ。

満田 今の熊代次長のお話にもあったように、JICAの事務局側の理解としては、フォローアップ調査は開発調査に基づくものであり、ある意味開発調査の一環として行われているというJICAの理解だというふうに私は解釈しています。

であるのならば、開発調査に基づくフォローアップ調査が終わらないうちに無償資金協力に関するパブリックコメントをかけ、かつ外務省に対して案件選択に関するコメントを提出されたJICAさんの対応を少々驚いているところなのです。そこら辺は、よくはわかりませんが粛々とした一つのプロセスだったとしても、そのフォローアップ調査が終わらないうちに無償資金協力の基本設計の諮問までされているという、ツーステップぐらい、本来であれば、開発

調査が終わりその開発調査のレコメンデーションに基づくフォローアップ調査が実施中で、それが終了しパブリックレビューにかけられ、委員会への諮問答申も終わり、そこで初めて無償資金協力について検討しようという手続であると私はそういうふうに理解します。つまり2つステップぐらい踏み越してしまっておられるのではないかと考えますが、その辺はどうなのでしょう。

渡辺 満田さんのコメントで今、少し混同されているところがございます。開発調査と無償資金協力の手続は別でございますので、無償資金協力について情報公開を行いJICAとしての提言を外務省に行うというものは、開発調査のフォローアップ調査とは無関係に行われるという手続になります。

それから、もう一つ、基本的にガイドラインに基づく調査というのは開発調査、本体調査で行われているというように理解をしております。したがって、開発調査で行ったもの、大型のプロジェクトでございますので、さらに補足をしたというものでございます。したがって、開発調査本体調査はでき上がっている。それから、補足の調査であるフォローアップ調査についても文書はでき上がったと。あとは印刷するだけという時点で諮問させていただいております。したがって、プロセス上で何か問題があるというふうには思っておりません。

織田委員 そうですか。もし、そうであれば、先ほどから言っているもう一つ、異議申し立てのチャンスを逸してしまっているのではないかという議論についてはどのようにお答えになりますか。

渡辺 異議申し立てにつきましては、いつから異議申し立てができるかという期間が、この予備調査段階からの情報公開からというところがございます。既に開発調査の本体調査の報告書を公開しているというところがございます。

松本 あともう一つ質問が。

村山委員長 はい。

松本 確認ですけれども、ホームページには、Preliminary Studyというふうにアップされています。ガイドラインの英文には、予備調査はPreparatory Studiesとなっています。今言われたことが正しいかももう一度確認したいと思います。

渡辺 すみません。英文は確認をします。

ただ、意味合いとしては、予備調査段階での情報公開ということで考えております。

松本 ちょっと耳を疑います。ここまで議論していて、つまりもう予備調査として、情報公開上は、もう予備調査報告書に値する開発調査のサマリーをホームページにアップしているの

で、異議申し立ての受付は始まっているということなのですか。もう一度確認させてください。

渡辺 異議申し立ての受付は始まっているというか、異議申し立ての対象にはなり得るといふ状態にあるということと考えております。（注）この点については、第14回にて修正しています。

原嶋委員 ガイドライン自身をつくったJICAの事務局と、ガイドラインの改定に非常に中核的な役割を果たした先生方の意見の対立をしているので、一般の委員としては言葉がないのです。この事業、いろんな問題があるということで、事業そのものの議論に早く移る必要があると思います。やはり少し、密室はよくないとは思いますが、解釈というか、取り扱いについてもう一度別に協議をしていただいて、一つの結論を一旦つくっていただいた方がいいのではないかとこのように個人的には思います。複数解釈があるのであれば、慎重な解釈をとっていただきたい。少し違う形でご議論いただいた後に、早く本質的な議論に移る場を与えていただきたいというふうに思いました。

村山委員長 そうすると、別途そういった議論の機会を持つということは、少し答申もその後受理という理解ですね。

原科 私も言いたいことがありますので、サポートします。そういう場を設けるとして、多分、引き継ぎをやって週に1回は事務局に行きますので。きちんと議論したんです。それで表現もそれを何度も文章を吟味しました。これも記録がありますから。法律はみな解説書がつくでしょう、解説がつくんですよ。だから、文章だけではわからないから、説明を加えている。この場合には議事録でそれを確認できるようにしたのです。しかし、それも必要でない感じは私は持ちました。だってこの図は、まさにそれに沿っているのですから。諮問答申はやりなさいってきちっと図に書いてあるんですよ。この趣旨に沿った議論はしております。必ず諮問しますと言われたのです、担当者の方から。記録が残っています。でも、おっしゃるようにもう時間ももったいないので、私も発言をストップします。

村山委員長 はい。

野村委員 この時間になって私がこういうことを言うのはずるいのかもしれませんが、ガイドライン上の読み方と手続論を飛ばして、今回、JICAの方から出していただいた各委員からのコメントと、それに対する対応の内容を読ませていただくと、基本的には住民移転計画をどこでつくる、どのタイミングでつくらなければいけないのかという議論はあるのですが、ただ、JICAさんの今回の答えは、JICAのガイドラインに従い、カンボジアの法制が何で

あれ、きちんとした内容のものをつくらせるようにしますというふうに言い切っておられる。それから、藤崎委員の議論、交通量の予測の関係、これもまた勉強して可能な限り取り入れますとおっしゃっている。それから、住民、影響を受ける範囲についても、売り子さんも含めて、どういうことができるか対応、検討しますとおっしゃっておられるのです。

言っていることが信用できるかできないかという議論は別にして、いずれにしても、現時点ではJICAさんは、B/Dの段階にいかなければそういう作業はできないというのがお立場で、各委員から出てきたコメントに対して非常にクリティカルなところで抵抗しているとか、そういうことはやりませんとか、立場が違いますというふうにはおっしゃっていないのです。

ですから、そういう意味では今後の調査でどういうことをやらなければいけないということが問題なのではなくて、むしろ、対外的にフォローしなければいけないルールを我々は満たしているのかどうかの議論の方が、むしろ、私にとっては焦点になってしまっています。そういう意味では本質的な議論をしましょうよというのはごもっともなのですが、翻って今、JICAからもらっている答えを見ると、JICAはもう基本的にコメントを受け入れてそういうふうになりますとおっしゃっているのです。だとすると、仮に本質的な議論をする機会をもったとしても、受け入れます、ではよろしく願いいたしますと言って終わってしまうような感じになってしまう。もちろん、住民移転計画をどの段階でつくらなければいけないかに固執するのであれば、つまり今の時点でつくらなければならないと固執するのであれば、問題なのですから。

原科 それは、アセスメントはそういうものですよ。事前に戦略性をもってものを考えるのですからね。いろんなあり得る想定をしまして、それに応じてRAPはつくれますから。つくれますよ。それをやっていただかないとこれはアセスになりません。今おっしゃった言い方だと、そうしたらもうこういうプロセスが全く必要なくなる。でも、世の中でやりますと言ってできないことがいっぱいあるわけでしょう。だから、いろんな問題が起こっているわけです、今世の中に。だからこれはきちっとやるというためのプロセスなのですから、それなのに今のような議論をされたら、これはもう、この審査会自体の意味がなくなってしまいますから。やると決めたから大丈夫という話になったら、これは何でもOKになる。

村山委員長 今、野村委員がおっしゃった意味では、私も、出てきているコメントに対しての議論はある程度進んできているというふうに思っています。ただ、これから行うということが割と多いという意味では、それが本当に行われるのかということについて、今、原科先生がおっしゃいましたけれども、ちゃんと確認をしておく必要がある。それは、従来の手続で言う

報告だけではちょっと物足りないなと思っています。それ以上のものがやっぱり必要なのだろうと思っています。ですから、そのあたりも含めて、やはり手続上の問題はあと思うので、今日は多分その話は収まらないと思いますので、別途それについては、相談する機会を持ちたいと思います。

いずれにしても、答申の内容はコメントに対するプラン等を含めてありますので、ある程度はできているのですが、その手続に対してやはり確認を持ちたいと思います。そういう意味で、答申を最終的に出すのは少し遅れてしまいますが、その点についてはご了解をいただくということによろしいでしょうか。

もし違う形でご理解いただけるということであれば、また検討しますが、今のところどうも平行線のような気がしますので、一度そこは別途ご相談をしたいと思いますのですがよろしいですか。

村山委員長 それでは、そういう形で、またそれについては……。

須之内 手続については協議をしていただくということで問題はないのですが、内容については念のため、関係者の間で、もしかしたら誤解が生じているところがあるかもしれないので述べさせていただきます。

まず、2006年3月の環境社会配慮審査会でも検討済であるところの、開発調査の最終報告書の中で、「住民移転計画書については、詳細設計が終わった段階で、Detailed Measurement Survey ( D M S ) を行う必要があり、D M S に基づいて計画を策定する必要がある」と明記されております。この場で仰られている「粗々のD M S 」を現段階で策定するというのも不可能ではないのですが、開発調査報告書が出た当時には、それはもう少し先のステージでやるべきとされていたという認識でおります。

もう一点が交通量調査です。これについて、とりあえず方法論的に何が間違いで何が正しいかという議論をしたいわけではなくて、満田さんの作成資料についての、当方の異論をお伝えします。「2年間モニタリングすると、実施するとしても2008年3月までである」というふうに書いておられます。開発調査の報告書ができ上がったのが2006年3月ですから、そこから2年間ということだと思います。ただ、この前回の交通量調査が行われたのは2004年5月なので、「2年間」というのがどこから出されたのか不明ですが、開発調査の報告書では、今後「数年間」データのフォローを交通量調査を通じて実施すべきであるというように書いてあります。ですので、2004年5月のフォローする形で、また、これも報告書に書いてあることですが、2004年5月と同じ状況に限りなく近づけるべく、「5月」の交通量調査を実施すべきであるという審査会の提言に基づいて、2004年5月、それからちょうど3年後ですが、2007年5月



に実施したのと、それだけでは足りないだろうとしても、季節の格差とかも踏まえるべく2006年11月にも実施しておこうという考えに基づき、フォローアップ調査で交通量調査をやったわけであります。これは、その実測ベースでの交通量調査に加えて、MPWTが料金データを把握しておりますので、それベースでの伸びというのも測ったのが、フォローアップ調査でございます。

以上、特に議論を喚起するわけではございませんが、こちらの認識としてお伝えさせていただきます。

村山委員長 では、ちょっと7時を過ぎているので、簡単をお願いします。

満田 はい。今、開発調査の最終報告書の本体レポートのレコメンデーションの文書を確認したのですが、it is advised to monitor the actual traffic volume for the next few years と書いてあるのです。ということは、このレコメンデーションがなされた次の数年間ということではなかろうかと私は解釈しますが、実際に携わった田中さんなんかもらっしやるので、もし、誤解があったら。

田中 本格調査のときにかかわりました田中と申します。今の件ですけれども、最終報告書をつくったときには、今後数年間のアクチュアルなボリュームというような議論をやりまして先に行きましたことがあるかと思っております。

それで、今日のご議論を聞かせていただきましたが、実は、私どもは、日本人の環境専門家の研修を先月、カンボジアの方に行きまして、環境アセスメント、いわゆる環境社会配慮研修を行ったのですが、カンボジアの方で頑張っている人たちの実際の様子も拝見しました。Inter-Ministerial Resettlement Committee(I R C)という省庁間住民移転委員会の人たちにも、現地でお会いし、そして、先月は日本でやはり環境社会配慮の研修を行いました。少しずつ、そういったところでそれぞれの人たちが努力しているということも私たちはわかってきたのですが、今日の議論を聞いておりますと、やはりこの環境社会配慮のガイドライン、J I C Aのガイドラインをつくったときの議論というのは非常に重いものがございました。これは、各関係省庁の課長も委員でズラッとおられまして、その中で、特に外務省は3人の課長(O D Aのご担当)もおられて、つくられたガイドラインですので、これは非常に重いガイドラインだと思っています。その中で議論したことを、やはりじっくり読んで、どういうプロセスでやっていくのかというのは、やはり最後にご議論ございましたけれども、一つ議論した上で、今後のことを考えていくのは、非常に大事ななと思いました。私自身もアセスの仕事をしておりますので、そう思った次第です。

村山委員長 それでは、大分時間が過ぎてしまいましたので、この議題についてはこれまでとさせていただきます。

あと、今日の審査会ではカテゴリ A の案件の要請段階のコメント報告がありますので、簡単にご紹介いただければと思います。

渡辺 セルビアの地熱発電の案件は前回の審査会に出させていただきました案件ですので、結果報告というものでございます。資料をごらんいただければと思います。

続きまして、今後の予定でございますけれども、次回の審査会、1月7日、14時から予定しております。この資料の2件の答申案協議を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

村山委員長 ありがとうございます。 それでは、ほかに何か委員の方からございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、今日の審査会はこれで終了させていただきます。 どうもありがとうございました。